資料５
（R8.10.8現在）

○令和８年度スケジュール［地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院評価委員会］

No.	月日	6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			根拠条項
	項目	10	20	30	10	20	31	10	20	31	10	20	30	10	20	31	10	20	30	10	20	31	10	20	31	10	20	28	10	20	31	
1	**R7業務実績報告書の提出**【国保病院】																															§28・2
2	**R5～8業務実績報告書の提出**【国保病院】																															§28・2
3	**R7業務実績の評価**【町】																															§28・1②
4	**R5～8業務実績の評価**【町】																															
5	**[評価委員会①] R5～8業務実績の評価**【町・評価委員会】																															§28・1②、4
6	**業務実績(R7/R5～8)評価結果の議会説明**【町(議員協議会)】																															
7	**業務実績(R7/R5～8)評価結果の議会報告**【町(第３回定例会)】																															§28・5
8	**第3期中期目標(案)の作成**【町】																															§25・1
9	**[評価委員会②] 第3期中期目標の策定**【町・評価委員会】																															§25・1、3
10	**[評価委員会③] 第3期中期目標の策定**【町・評価委員会】																															§25・1、3
11	**第3期中期目標の議会説明**【町(議員協議会)】																															
12	**第3期中期目標のパブリックコメント**【町】																															
13	**第3期中期目標の議会提案(議決)**【町(第４回定例会)】																															§25・3
14	**第3期中期計画の策定**【国保病院】																															§26・1
15	**[評価委員会④] 中期目標期間終了時の検討及び第3期中期計画(案)の説明**【町・評価委員会】																															§30・1、2
16	**第3期中期計画の議会説明**【町(議員協議会)】																															
17	**第3期中期計画の議会提案(議決)**【町(第１回定例会)】																															§83・3
18	**町内医療機関への第3期中期計画の説明**【町・国保病院】																															

［第1項］地方独立行政法人は、毎事業年度の修了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。
［第2号］中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度　⇒　当該事業年度における業務の実績及び**中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績**
［第4項］設立団体の長は、**中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。**

［第1項］設立団体の長は、**３年以上５年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め**、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。
［第3項］設立団体の長は、**中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴く**とともに、議会の議決を経なければならない。

［第1項］設立団体の長は、**中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の終了時までに、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い**、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。
［第2項］設立団体の長は、前項の規定による**検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。**